

静岡県土地利用基本計画書の一部変更（案）について

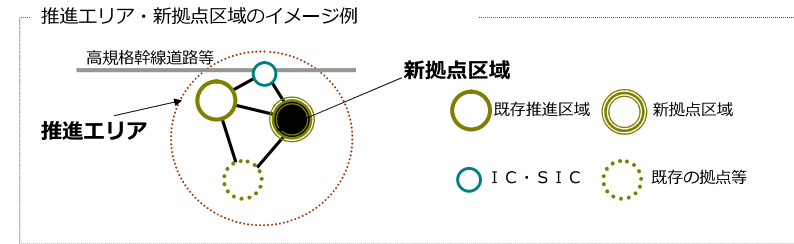
- 3 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
 (2) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上
 留意すべき基本事項

「ふじのくにフロンティア新拠点区域」の追加



◆定義

- (1) ふじのくにフロンティア推進エリア
 ・都市的サービスを提供する拠点間相互の連携・補完
 ・革新的技術等を活用し地域課題を解決
 ・市町の申請に基づき県が認定
- (2) ふじのくにフロンティア新拠点区域
 ・既存の拠点と連携・補完し合い推進エリアを形成する新たな拠点区域
 (既存の拠点の拡充を含む。)
 ・字、地番や境界線となる道路等で区切られた一団の連続した範囲



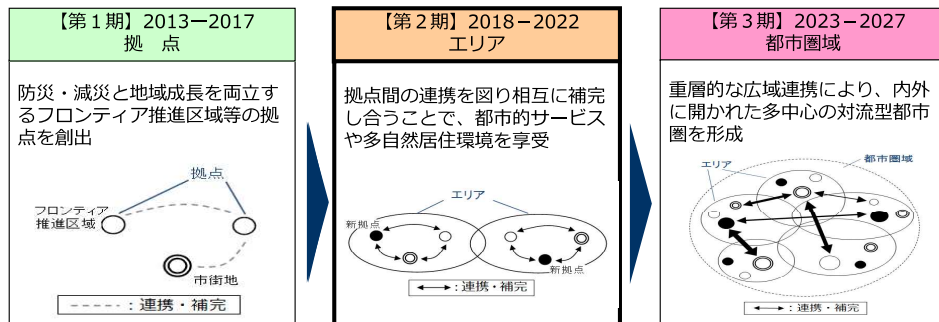
1. ふじのくにフロンティア推進エリア



◆趣旨

- ✓ “ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の第1期計画の推進により、様々な都市機能を持つ拠点としての推進区域の整備が着実に進展
- ✓ 今後の人口減少を見据え、推進区域や中心市街地等と新たに整備する産業・文化等の拠点を計画的に連携・補完させることにより持続的成長を可能とする面としての圏域づくりの先導的モデルを構築が必要

『ふじのくにフロンティア推進エリア』を設置し、第2期計画を展開



3. 推進エリアの認定基準



◆認定基準

指定基準	判断基準
ふじのくにフロンティア全体構想との適合	✓防災・減災と地域成長の両立を目指す“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の基本理念に適合
適切な地域課題の分析と解決策の提示	✓地域の目指す姿とその実現のための具体的な取組を提示する計画が策定されているか ✓地域課題の分析と、革新的技術等を活用して都市的サービスを提供する拠点間相互の連携・補完を図る解決策の提示があるか
取組や事業実施の確実性	✓推進エリア内において実施する事業 ⇒令和元年度から4年以内に事業着手※が見込まれるか ※事業着手とは、例えば施設整備であれば詳細設計を行うといった段階をいう ✓市町及び関係者を構成員とし、実施事業に関する合意形成の体制が整っているか